

「食品営業許可審査基準及び食品営業許可行政指導指針」の一部改正について（改正概要）

1 趣旨

家主居住型民泊施設における飲食店営業及び海水浴場・その他の遊泳場・山小屋等における飲食店営業の許可に係る施設基準の取り扱いについて、神奈川県から「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（以下、施設基準条例）」における第2条のただし書きの適用に係る通知が発出されました。

本市では、「食品営業許可審査基準及び食品営業許可行政指導指針（以下、指導指針）」を定めており、神奈川県から発出された通知に合わせて、本市の指導指針を一部改正します。

2 食品営業許可審査基準の改正の概要

家主居住型民泊施設における飲食店営業及び海水浴場・その他の遊泳場・山小屋等における飲食店営業の許可に係る施設基準について、施設基準条例第2条のただし書きを適用した斟酌基準を設けます。

3 施行日

令和6年6月1日予定